

○ 総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条第三項及び第四十五条の三の三の二の規定に基づき、捜索救助用位置指示送信装置の技術的条件を次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 原口 一博

一 空中線電力の許容偏差は、（一）三デシベル以内であること。

二 メッセージの送信は、次のとおりとする。

1 メッセージの送信周波数は、一六一・九七五MHz及び一六一・〇二五MHzとし、いずれかの周波数から送信を開始し、交互に周波数を切り替えて送信するものであること。

2 一のメッセージの送信時間は、七五分の二秒とし、一秒の送信休止時間後に次のメッセージの送信を開始すること。

3 船舶が遭難していることを示すメッセージは、八のメッセージを一の群とし、かつ、A群からH群までの八の群を別図一に示す順序で送信するものであること。

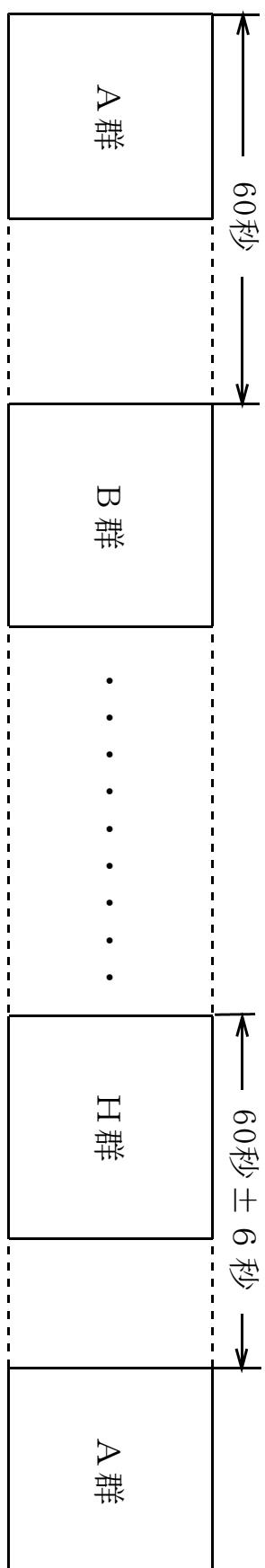
4 前号に掲げる各群におけるメッセージの送信順序及びメッセージ番号は、別図二に示すものであること。

5 試験における航行状態のコード番号は、「15」とし、メッセージの送信順序及びメッセージ番

申せ、別図1に示すものである。

1) 1秒以上送信が続いた場合、1秒間に送信を停止する機器を有する。

別図1 群の送信順序



注 1 送信は、A群から開始するものとする。

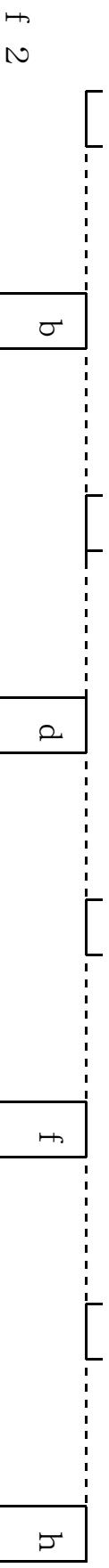
2 各群（H群を除く。）の送信間隔は、60秒とする。

3 H群と次に送信されるA群との送信間隔は、54秒以上66秒以下とする。

別図2 遭難していることを示すメッセージの送信順序及びメッセージ番号

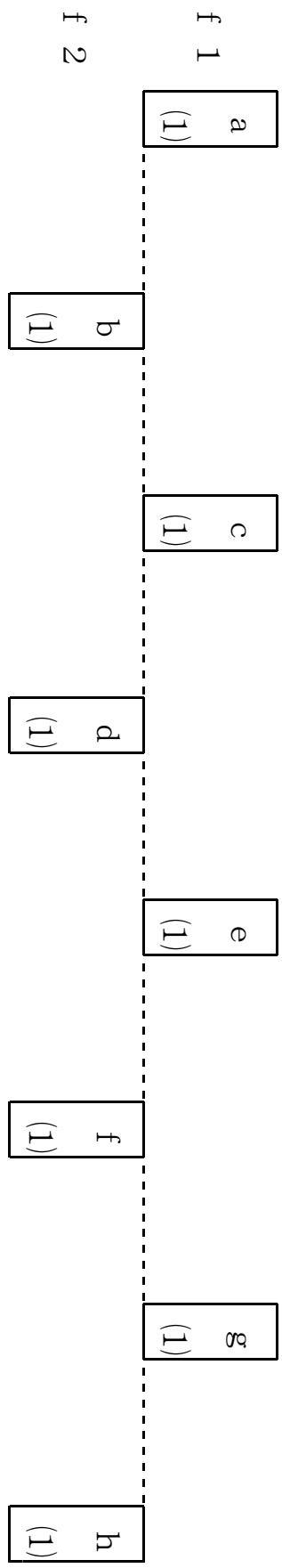
1 A群及びE群





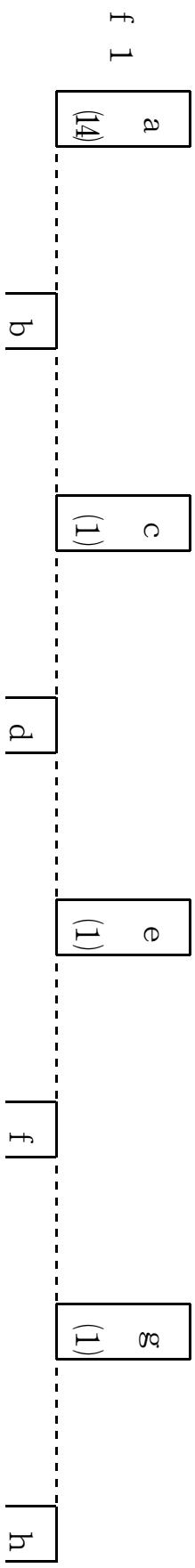
注 括弧内の数字は、ITU-R勧告（国際電気通信連合無線通信部門の勧告をいう。以下同じ。）M. 1371に規定するメッセージ番号を表すものとする。

## 2 1以外の群



注 括弧内の数字は、ITU-R勧告M. 1371に規定するメッセージ番号を表すものとする。

別図3 試験におけるメッセージの送信順序及びメッセージ番号



f 2

(1)

(1)

(1)

(14)

注 括弧内の数字は、 I T U - R 勘告M. 1371に規定するメッセージ番号を表すものとする。

註記

ノルの如きは、平成11年1月1日から施行される。